

第 7 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

附 属 資 料

日 時 : 平成16年9月30日(木) 午後1時30分から
場 所 : 那賀町総合センター 1階 大会議室

目 次

- 1 . 合併の期日 P2 ~ P6
- 2 . 上下水道事業関係 P7 ~ P11
- 3 . 環境衛生関係事業 P12 . P13
- 4 . 商工・観光振興関係事業 P14
- 5 . 都市計画事業関係 P15
- 6 . 建設関係事業 P16
- 7 . 公営住宅事業 P17
- 8 . 町営バスの運行事業 P18

合併協議会の協議及び主な業務の日程 (案)

	H16年2月	H16年3月	H16年4月	H16年5月	H16年6月	H16年7月	H16年8月
合併協議会		第1回協議会 規約等の報告 会長等の選任結果報告 予算協議 協定項目協議 基本的な協定項目 合併の方式・期日 新市の名称・位置 法定協定項目 議員定数・任期 新市建設計画	第2回協議会 法定協定項目 一般職員の身分 その他協定項目 電算システム協議	第3回協議会 基本的な協定項目 財産・債務の取扱い 法定協定項目 地方税 その他協定項目 特別職の身分 条例・規則 使用料・手数料	第4回協議会 その他協定項目 補助金・交付金等 町名・字名 慣行	第5回協議会 その他協定項目 国民健康保険事業 介護保険事業 消防団 行政区	第6回協議会 基本的な協定項目 新市の名称 法定協定項目 議員定数・任期 農業委員会委員の 定数・任期 その他協定項目 一部事務組合等 公共的団体等 各種事務事業の取扱い 広報広聴関係事業 防災関係事業 保育事業 高齢者福祉事業 障害者福祉事業 児童福祉事業 社会福祉事業 健康づくり事業 交通・防犯 人権施策
新市建設計画	基礎資料の整理・分析	住民アンケート原案協議 人口・財政状況等現況 報告	住民アンケート実施確認 将来構想策定着手 財政シミュレーション用資 料収集	住民アンケート中間集計 値報告 将来構想協議 財政シミュレーション作業 着手	住民アンケート分析結果 報告 財政シミュレーション報告 基本計画主要施策作業 着手	新市建設計画素案協議 (将来構想) (基本計画) (分野別事業計画) (財政計画)	新市建設計画素案修正 作業着手
事務事業 現況調書	事務事業現況調書作成 説明会	調整項目の比較表作成	調整方針(案)作成	調整方針(案)作成	調整方針(案)作成	調整方針(案)作成	調整方針(案)作成
広 報		ホームページ発信準備 広報誌作成業者選定	協議会便り発行準備 ホームページ発信開始	協議会便り創刊号発行	協議会便り第2号発行	協議会便り第3号発行	協議会便り第4号発行
電算システム 統合				稼働対象業務の選別 新市システム方式の検討	現状事務の調査・分析	現状事務の調査・分析	仕様の確定 本庁・支所の業務分担 端末予定台数の検討
例規集整備		統合に係る業者選定	例規整備基本プランの作 成	例規一覧表の作成 例規未登載要綱の収集	例規原案作成調書の作 成 説明会開催	例規原案作成調書の作 成	第1次例規原案の作成
合併手続き	法定協議会設置議決 県知事に法定協設置申 請						

	H16年9月	H16年10月	H16年11月	H16年12月	H17年1月	H17年2月	H17年3月
合併協議会	第7回協議会 基本的な協定項目 合併の期日 事務所の位置 その他協定項目 上下水道事業 各種事務事業の取扱い 環境衛生関係事業 (ごみ・し尿・火葬場合) 商工・観光振興関係事業 都市計画事業 建設関係事業 公営住宅事業 町営バスの運行事業	第8回協議会 法定協定項目 新市建設計画 その他の協定項目 事務組織及び機構 町名・字名 各種事務事業の取扱い 農林業振興関係事業 小・中学校の通学区域 学校教育関係 社会教育関係 社会体育関係 地域審議会等 窓口業務 社会福祉協議会	第9回協議会 事務事業最終確認	第10回協議会 合併協定書とりまとめ協議	第11回協議会 合併協定書調印		
新市建設計画	新市建設計画案協議	新市建設計画案協議 県事前協議	新市建設計画決定 県正式協議				
事務事業 現況調書	調整方針(案)作成完了						
広 報	協議会便り第5号発行	協議会便り第6号発行	協議会便り第7号発行	協議会便り第8号発行	協議会便り第9号発行	協議会便り第10号発行	協議会便り第11号発行
電算システム 統合	仕様の確定 本庁・支所の業務分担 端末予定台数の検討	移行システム開発 新市システム開発	移行システム開発 新市システム開発	移行システム開発 新市システム開発	移行システム開発 新市システム開発	システムテスト	システムテスト
例規集整備	第1次例規原案の作成	第1次例規原案の作成 第2次例規原案の作成	第1次例規原案の作成 第2次例規原案の作成	第1次例規原案の作成 第2次例規原案の作成	第2次例規原案の作成	第2次例規原案の作成	第2次例規原案の作成
合併手続き					廃置分合等議決(各町議 会)	合併申請(県知事)	県議会議決 総務大臣届出

	H17年4月	H17年5月	H17年6月	H17年7月	H17年8月	H17年9月	H17年10月	H17年11月
合併協議会								11月7日 新市発足
新市建設計画								
事務事業 現況調書								
広 報								
電算システム 統合	システムテスト	総合テスト及び運用テ スト	総合テスト及び運用テ スト	総合テスト及び運用テ スト	仮稼働	仮稼働	仮稼働	11月7日 新システム本稼働
例規集整備	第2次例規原案の作 成	第2次例規原案の作 成	第2次例規原案の作 成	第2次例規原案の作 成	第2次例規原案の作 成	例規原案の最終修正 新市例規目次案の作 成	新市例規原案・専決処 分書・仮例規集および データベースの作成	
合併手続き		官報告示						

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案抜粋（5月19日成立）

・現行合併特例法の経過措置

平成17年3月31日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て都道府県知事の合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

移行準備期間先進事例

新市名	法定協議会設置日	合併協定書調印日	合併期日	移行準備期間	新設/市制	H12国調人口45,000人以上
					H12国調人口(人)	関係市町村数
あがの 阿賀野市(新潟県)	H14.4.1	H15.4.16	H16.4.1	12ヶ月		48,456 2町2村
きょうたんご 京丹後市(京都府)	H14.4.1	H15.8.11	H16.4.1	8ヶ月		65,578 6町
さいよ 西予市(愛媛県)	H14.4.1	H15.8.31	H16.4.1	7ヶ月		47,217 5町
くじょう 郡上市(岐阜県)	H14.4.1	H15.7.8	H16.3.1	8ヶ月		49,377 3町4村
南アルプス市(山梨県)	H12.4.1	H14.10.17	H15.4.1	7ヶ月		70,116 4町2村
さぬき市(香川県)	H12.4.1	H13.8.20	H14.4.1	9ヶ月		57,772 5町

合併期日別自治体数

合併期日	新設/市制	全ての合併	合併期日	新設/市制	全ての合併
H16.9.21	1市	1市	H15.5.1	1市	1市
H16.9.13		1町	H15.4.21		1市
H16.9.1	1市	1市1町	H15.4.1	3市	7市4町
H16.8.1		1市2町	H15.3.1		1市1町
H16.4.1	7市	11市	H15.2.3		1市
H16.3.31	1市	1市	H14.11.1		1市
H16.3.1	7市	8市	H14.4.1	1市	1市1町
H16.2.1	2市	2市	H13.11.15		1市
H15.12.1	1市	1市	H13.5.1		1市
H15.11.15		1町	H13.4.1	1市	1市
H15.9.1		1市	H13.1.21		1市
H15.8.20		1市	H13.1.1		1市
H15.7.7		1市	H11.4.1	1市	1市
H15.6.6		1市			

上下水道事業の取扱いに関する参考資料 【損益計算書(上水道)】

市町村名 科 目	打田町			粉河町			那賀町			桃山町			貴志川町		
	H13決算	H14決算	H15決算												
給水収益	320,457,848	321,459,373	315,904,007	309,319,895	304,479,793	289,616,300	154,571,414	152,105,510	149,607,037	143,844,238	143,888,676	152,254,562	307,797,615	309,678,987	307,536,136
受託給水工事収益	5,066,134	2,901,161	4,871,252	0	0	0	0	0	0	15,922,000	7,578,000	8,146,000	0	0	2,893,000
その他営業収益	686,086	1,067,823	1,426,284	8,521,291	7,523,965	7,652,926	626,758	377,297	405,662	8,737,143	9,067,143	9,265,143	442,987	369,186	345,491
営業収益 合計 A	326,210,068	325,428,357	322,201,543	317,841,186	312,003,758	297,269,226	155,198,172	152,482,807	150,012,699	168,503,381	160,533,819	169,665,705	308,240,602	310,048,173	310,774,627
原水及び浄水費	34,746,692	33,233,729	34,461,924	67,434,081	68,292,403	69,079,049	22,731,528	19,004,075		14,742,943	15,222,157	14,544,718	35,124,094	36,052,558	34,023,033
配水及び給水費	38,142,286	51,699,970	46,860,275	21,375,020	25,210,579	29,982,038	22,731,528	19,004,075	39,830,377	14,214,105	17,158,666	14,887,040	36,889,051	46,416,334	40,794,430
受託給水工事費	1,071,562	774,670	2,614,247	0	0	0	0	0	0	15,922,000	7,578,000	8,146,000	0	0	2,980,000
業務費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総係費	64,237,550	61,258,186	53,451,638	16,400,167	16,191,992	15,468,902	29,541,249	29,233,124	20,260,888	27,173,041	24,504,171	29,427,791	59,141,007	60,300,226	60,381,871
減価償却費	89,135,192	92,546,885	95,932,108	84,426,433	80,901,183	78,244,352	38,091,406	36,846,030	36,865,438	78,272,798	78,272,798	70,633,565	84,075,626	85,441,569	86,375,888
資産減耗費	2,642,610	7,065,770	17,487,280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401,133	1,743,900	1,474,850
その他営業費用	197,300	283,900	355,100	0	0	0	698,675	518,297	434,626	0	0	0	389,250	324,000	303,750
繰越受託給水工事費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業費用 合計 B	230,173,192	246,863,110	251,162,572	189,635,701	190,596,157	192,774,341	113,794,386	104,605,601	97,391,329	150,324,887	142,735,792	137,639,114	216,020,161	230,278,587	226,333,822
営業利益 A-B	96,036,876	78,565,247	71,038,971	128,205,485	121,407,601	104,494,885	41,403,786	47,877,206	52,621,370	18,178,494	17,798,027	32,026,591	92,220,441	79,769,586	84,440,805
受取利息及び配当金	342,402	197,229	183,819	434,480	170,352	166,853	204,683	97,261	57,431	282,920	420,381	384,816	1,354,096	30,887	6,525
雑収益	428,816	691,741	2,751,357	1,226,984	4,194,277	10,717,448	3,693,732	1,009,655	1,275,372	3,803,682	3,660,476	4,287,074	1,500,217	5,334,657	3,271,938
負担金(他会計補助金)	40,000,000	40,000,000	40,000,000	0	0	0	0	0	0	23,580,000	67,257,570	36,550,000	0	0	0
補助金	0	0	2,376,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
口径別分担金	0	0	0	7,620,000	7,530,000	11,120,000	0	0	0	13,880,667	8,855,905	13,064,286	36,082,879	36,000,978	31,476,212
営業外収益 合計 C	40,771,218	40,888,970	45,311,176	9,281,464	11,894,629	22,004,301	3,898,415	1,106,916	1,332,803	41,547,269	80,194,332	54,286,176	38,937,192	41,366,522	34,754,675
支払利息	40,158,002	37,402,332	34,969,422	74,416,211	73,669,933	70,545,717	42,266,157	40,504,869	38,141,831	82,371,100	77,612,833	73,475,078	50,088,293	44,218,919	37,947,507
繰延勘定償却	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑支出	5,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用 合計 D	40,163,002	37,402,332	34,969,422	74,416,211	73,669,933	70,545,717	42,266,157	40,504,869	38,141,831	82,371,100	77,612,833	73,475,078	50,088,293	44,218,919	37,947,507
経常利益(経常損失) A-B+C-D	96,645,092	82,051,885	81,380,725	63,070,738	59,632,297	55,953,469	3,036,044	8,479,253	15,812,342	22,645,337	20,379,526	12,837,689	81,069,340	76,917,189	81,247,973
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	3,400,000	0	0	0	94,066	685	221	0	0	0	0	0	0
その他特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別利益 合計 E	0	0	3,400,000	0	0	0	94,066	685	221	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過年度損益修正損	872,460	1,485,183	2,793,790	0	0	0	2,972,000	396,815	882,858	0	0	0	0	486,702	249,524
その他特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失 合計 F	872,460	1,485,183	2,793,790	0	0	0	2,972,000	396,815	882,858	0	0	0	0	486,702	249,524
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予備費 合計 G	0														
水道事業収益 $\mathcal{A} = A + C + E$	366,981,286	366,317,327	370,912,719	327,122,650	323,898,387	319,273,527	159,190,653	153,590,408	151,345,723	210,050,650	240,728,151	223,951,881	347,177,794	351,414,695	345,529,302
水道事業費用 $\mathcal{I} = B + D + F + G$	271,208,654	285,750,625	288,925,784	264,051,912	264,266,090	263,320,058	159,032,543	145,507,285	136,416,018	232,695,987	220,348,625	211,114,192	266,108,454	274,984,208	264,530,853
当年度純利益(当年度純損失) $\mathcal{A} - \mathcal{I}$	95,772,632	80,566,702	81,986,935	63,070,738	59,632,297	55,953,469	158,110	8,083,123	14,929,705	22,645,337	20,379,526	12,837,689	81,069,340	76,430,487	80,998,449
当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	114,352,097	94,918,799	96,905,734	65,211,227	64,843,524	60,796,993	158,110	8,083,123	14,929,705	388,211,131	367,831,605	354,993,916	81,069,340	76,430,487	80,998,449

上下水道事業の取扱いに関する参考資料 【貸借対照表(上水道)】

市町村名	打田町			粉河町			那賀町			桃山町(上水道)			貴志川町			
	科目	H13決算	H14決算	H15決算												
資産	土地	51,061,581	51,253,861	51,253,861	123,639,819	137,563,819	155,992,819	78,528,076	78,528,076	78,528,076	236,555,437	236,555,437	236,555,437	347,944,522	347,944,522	348,032,957
	建物	54,023,386	52,672,272	51,321,168	236,933,940	231,568,240	226,202,540	39,783,704	38,706,828	37,629,952	162,335,860	159,779,132	157,202,404	87,010,910	85,300,167	83,589,424
	構築物	2,100,402,011	2,469,166,534	2,657,069,181	1,387,177,767	1,421,893,035	1,673,751,735	1,075,623,326	1,080,269,646	1,072,134,587	1,241,362,872	1,213,828,918	1,186,294,964	1,634,472,720	1,617,651,898	1,574,606,813
	機械及び装置	55,876,519	54,261,604	37,517,324	678,880,607	650,046,876	624,286,844	22,943,614	19,659,366	16,254,540	536,231,451	488,069,335	447,818,011	420,107,400	382,645,004	342,846,252
	量水器	3,916,540	3,768,947	3,403,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両運搬具	944,275	492,475	301,675	0	0	0	2,113,086	1,552,097	2,205,830	0	1,048,433	776,874	1,690,477	1,287,902	885,327
	工具器具備品	5,737,984	3,386,680	3,386,680	2,576,256	2,147,856	1,719,456	4,958,885	8,096,968	7,960,930	14,400	14,400	14,400	210,000	210,000	210,000
	建設仮勘定	0	0	0	5,236,000	11,270,000	2,740,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	有形固定資産 合計	2,271,962,296	2,635,002,373	2,804,253,286	2,434,444,389	2,454,489,826	2,684,693,394	1,223,950,691	1,226,812,981	1,214,713,915	2,176,520,020	2,099,295,655	2,028,662,090	2,491,436,029	2,435,039,493	2,350,170,773
	電話加入権	130,600	130,600	130,600	10,300	10,300	10,300	0	0	0	0	0	0	573,340	573,340	717,340
	営業権	4,800,000	2,400,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	無形固定資産 合計	4,930,600	2,530,600	130,600	10,300	10,300	10,300	0	0	0	0	0	0	573,340	573,340	717,340
	投資有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,720	0	0
	投資 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,720	0	0
	固定資産 合計	2,276,892,896	2,637,532,973	2,804,383,886	2,434,454,689	2,454,500,126	2,684,703,694	1,223,950,691	1,226,812,981	1,214,713,915	2,176,520,020	2,099,295,655	2,028,662,090	2,492,206,089	2,435,612,833	2,350,888,113
	現金預金	287,512,396	527,379,986	616,386,631	484,412,488	525,875,770	520,036,937	209,779,132	188,895,541	170,734,651	217,814,969	222,788,776	206,634,214	556,142,074	602,429,851	660,612,548
	未収金	30,159,273	34,573,306	32,358,926	6,166,291	5,477,435	15,278,090	10,692,177	10,355,338	12,443,383	1,387,520	1,698,030	1,918,640	4,558,550	4,639,040	9,042,302
	有価証券	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貯蔵品	373,940	386,790	898,020	0	0	0	9,181,501	9,527,010	9,741,696	0	0	0	861,150	1,206,150	968,630
	短期貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前払金	588,000	615,000	609,740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
流動資産合計	318,633,609	562,955,082	650,253,317	490,578,779	531,353,205	535,315,027	229,652,810	208,777,889	192,919,730	219,202,489	224,486,806	208,552,854	561,561,774	608,275,041	670,623,480	
開発費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰延勘定 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資産合計	2,595,526,505	3,200,488,055	3,454,637,203	2,925,033,468	2,985,853,331	3,220,018,721	1,453,603,501	1,435,590,870	1,407,633,645	2,395,722,509	2,323,782,461	2,237,214,944	3,053,767,863	3,043,887,874	3,021,511,593	
負債	退職給与引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	修繕引当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	固定負債 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	未払金	1,809,965	8,895,281	5,810,222	746,600	5,578,900	0	836,783	10,886,386	3,843,415	1,428,100	1,230,050	1,480,003	7,037,990	5,502,478	6,433,022
	その他流動負債	169,370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	124,120	0	0	0
流動負債 合計	1,979,335	8,895,281	5,810,222	746,600	5,578,900	0	836,783	10,886,386	3,843,415	1,428,100	1,230,050	1,604,123	7,037,990	5,502,478	6,433,022	
負債合計	1,979,335	8,895,281	5,810,222	746,600	5,578,900	0	836,783	10,886,386	3,843,415	1,428,100	1,230,050	1,604,123	7,037,990	5,502,478	6,433,022	
資本	自己資本金	356,049,389	356,049,389	356,049,389	0	0	0	0	0	0	233,395,000	233,395,000	233,395,000	1,699,129,126	1,780,198,466	1,856,628,953
	借入資本金	699,987,178	1,015,480,709	1,116,103,692	2,120,463,576	2,111,791,556	2,292,545,377	1,104,723,479	1,064,828,122	1,019,940,829	2,156,154,958	2,059,908,863	1,959,525,013	864,762,725	770,011,428	668,988,719
	資本金合計	1,056,036,567	1,371,530,098	1,472,153,081	2,120,463,576	2,111,791,556	2,292,545,377	1,104,723,479	1,064,828,122	1,019,940,829	2,389,549,958	2,293,303,863	2,192,920,013	2,563,891,851	2,550,209,894	2,525,617,672
	国庫(県)補助金	30,214,000	38,775,239	49,549,049	0	0	0	0	0	0	20,860,000	20,860,000	20,860,000	0	0	0
	受贈財産評価額	850,104	1,033,274	1,578,002	178,783,142	178,783,142	178,783,142	0	0	0	0	0	0	3,272,400	14,877,400	14,965,835
	受贈財産寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	工事負担金	513,844,290	513,844,290	513,844,290	459,828,923	464,856,209	467,893,209	198,137,875	201,887,875	210,931,209	372,095,582	376,220,153	376,824,724	293,821,282	292,192,615	288,821,615
	その他資本剰余金	758,250,112	951,491,074	1,014,796,825	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104,675,000	104,675,000	104,675,000
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資本剰余金合計	1,303,158,506	1,505,143,877	1,579,768,166	638,612,065	643,639,351	646,676,351	198,137,875	201,887,875	210,931,209	392,955,582	397,080,153	397,684,724	401,768,682	411,745,015	408,462,450
	減債積立金	60,000,000	100,000,000	180,000,000	60,000,000	90,000,000	130,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	利益積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	任意積立金	60,000,000	120,000,000	120,000,000	40,000,000	70,000,000	90,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	114,352,097	94,918,799	96,905,734	65,211,227	64,843,524	60,796,993	149,905,364	157,988,487	172,918,192	388,211,131	367,831,605	354,993,916	81,069,340	76,430,487	80,998,449
利益剰余金 合計	234,352,097	314,918,799	396,905,734	165,211,227	224,843,524	280,796,993	149,905,364	157,988,487	172,918,192	388,211,131	367,831,605	354,993,916	81,069,340	76,430,487	80,998,449	
剰余金 合計	1,537,510,603	1,820,062,676	1,976,673,900	803,823,292	868,482,875	927,473,344	348,043,239	359,876,362	383,849,401	4,744,451	29,248,548	42,690,808	482,838,022	488,175,502	489,460,899	
資本合計	2,593,547,170	3,191,592,774	3,448,826,981	2,924,286,868	2,980,274,431	3,220,018,721	1,452,766,718	1,424,704,484	1,403,790,230	2,394,294,409	2,322,552,411	2,235,610,821	3,046,729,873	3,038,385,396	3,015,078,571	

上下水道事業の取扱いに関する参考資料
【損益計算書(工業用水道)】

桃山町(工業用水道)			
科目	H13決算	H14決算	H15決算
給水収益	29,829,280	20,857,981	25,035,520
受託給水工事収益	0	0	0
その他営業収益	0	0	0
営業収益 合計 A	29,829,280	20,857,981	25,035,520
原水及び浄水費	4,738,386	2,754,024	3,511,617
配水及び給水費	1,557,150	10,309	376,530
受託給水工事費	0	0	0
業務費	0	0	0
総係費	5,415,381	5,620,504	4,920,674
減価償却費	9,555,624	7,610,309	4,116,319
資産減耗費	0	0	0
その他営業費用	0	0	0
繰越受託給水工事費	0	0	0
営業費用 合計 B	21,266,541	15,995,146	12,925,140
営業利益 A-B	8,562,739	4,862,835	12,110,380
受取利息及び配当金	4,468	22,326	19,062
雑収益	1,833,776	2,280,835	1,667,120
負担金(他会計補助金)	0	0	0
補助金			
口径別分担金	0	0	0
営業外収益 合計 C	1,838,244	2,303,161	1,686,182
支払利息	8,673,024	8,363,117	8,035,686
繰延勘定償却	0	0	0
雑支出	0	0	0
営業外費用 合計 D	8,673,024	8,363,117	8,035,686
経常利益(経常損失) A-B+C-D	1,727,959	1,197,121	5,760,876
固定資産売却益	0	0	0
過年度損益修正益	0	0	0
その他特別利益	0	0	0
特別利益 合計 E	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0
その他特別損失	0	0	0
特別損失 合計 F	0	0	0
予備費	0	0	0
予備費 合計 G	0	0	0
水道事業収益 $\mathcal{A}=\text{A}+\text{C}+\text{E}$	31,667,524	23,161,142	26,721,702
水道事業費用 $\mathcal{I}=\text{B}+\text{D}+\text{F}+\text{G}$	29,939,565	24,358,263	20,960,826
当年度純利益(当年度純損失) $\mathcal{A}-\mathcal{I}$	1,727,959	1,197,121	5,760,876
当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	49,093,498	50,290,619	44,529,743

【貸借対照表(工業用水道)】

桃山町(工業用水道)								
科目	H13決算	H14決算	H15決算	科目	H13決算	H14決算	H15決算	
建物	16,649,462	16,373,420	16,097,378	修繕引当金	0	0	0	
構築物	49,059,731	50,296,597	48,823,838	固定負債 合計	0	0	0	
機械及び装置	23,557,548	17,636,415	15,268,897	未払金	4,263	312,700	0	
量水器	0	0	0	その他流動負債	0	0	0	
車両運搬具	0	0	0	流動負債 合計	4,263	312,700	0	
工具器具備品	0	0	0	負債合計	4,263	312,700	0	
建設仮勘定	0	0	0	自己資本金	2,210,081	2,210,081	2,210,081	
有形固定資産 合計	89,266,741	84,306,432	80,190,113	借入資本金	151,674,048	145,882,879	139,764,279	
電話加入権	0	0	0	資本金合計	153,884,129	148,092,960	141,974,360	
無形固定資産 合計	0	0	0	国庫(県)補助金	0	0	0	
投資有価証券	0	0	0	受贈財産評価額	0	0	0	
投資 合計	0	0	0	受贈財産寄付金	0	0	0	
固定資産 合計	89,266,741	84,306,432	80,190,113	工事負担金	0	0	0	
現金預金	14,226,553	12,507,009	15,952,904	その他資本剰余金	0	0	0	
未収金	1,301,600	1,301,600	1,301,600	他会計出資金	0	0	0	
有価証券	0	0	0	資本剰余金合計	0	0	0	
貯蔵品	0	0	0	減債積立金	0	0	0	
短期貸付金	0	0	0	利益積立金	0	0	0	
前払金	0	0	0	任意積立金	0	0	0	
流動資産合計	15,528,153	13,808,609	17,254,504	当年度未処分利益剰余金	49,093,498	50,290,619	44,529,743	
開発費	0	0	0	当年度未処理欠損金				
繰延勘定 合計	0	0	0	利益剰余金 合計	49,093,498	50,290,619	44,529,743	
資産合計	104,794,894	98,115,041	97,444,617	剰余金 合計	49,093,498	50,290,619	44,529,743	
				資本合計	104,790,631	97,802,341	97,444,617	

上下水道の取扱いに関する関係法令等（抜粋）

水道法（昭和32年6月15日法律第177号）

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を営むに当たっては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

（事業の認可及び経営主体）

第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

（供給規定）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
料金、定率又は定額をもって明確に定められていること。
水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。

3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。
4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
5 水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
7 厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

地方公営企業法（昭和27年8月1日法律第292号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

先例事例における上下水道事業の取扱いの調整内容

【上水道】

都道府県	合併協議会名又は新市町村名（関係市町村）	構成市町村数	調整内容	合併の期日（予定含む）
山口県	周南市	2市2町	上水道事業 ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。 簡易水道事業 ・ 2市2町には、平成14年度現在20箇所簡易水道施設が設置されており、地理的な条件等により同一事業とすることが困難なことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ・ 料金、料金体系、水道加入金については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。	平成15年4月21日 （新設合併）
広島県	安芸高田市	6町	水道関係の取扱いについては、新市建設計画に基づき計画的に実施する。継続事業については、新市においても引き続き実施する。 ・ 上水道事業については、吉田町及び甲田町の上水道事業を統合し、新市において新たな公営企業を設置する。 ・ 簡易水道事業等については、統合し、新市において新たな特別会計を設ける。 ・ 加入者分担金については、合併後3年間は各町の例により、その後2年間で吉田町の例により調整する。 ・ 使用料については、当面は現行のとおりとし、新市において経営分析を行い調整する。 ・ 新市における加入者分担金及び使用料については、事業の別によらず一元的な料金体制とする。 ・ 飲料水供給施設補助事業については、新市において制度化を図る。	平成16年3月1日 （新設合併）
和歌山県	南部町・南部川村合併協議会	1町1村	水道会計については、上水道会計、簡易水道会計を一元化し、独立採算で運営していくことを基本とする。 水道使用料については、上水道、簡易水道とも口径別の料金体系を基本に、一本化に向けて調整する。	平成16年10月1日 （新設合併）
和歌山県	田辺広域合併協議会	1市2町2村	【上水道】 （1）水道料金の形態は、現行どおりとする。 （2）宅地造成工事に係る宅地造成分担金は、現行を基本として調整する。 （3）給水装置に係る給水分担金は、現行どおりとする。 【簡易水道】 （1）水道料金の形態は、合併時に一元化する。 （2）宅地造成工事に係る宅地造成分担金は、新市において実施する。 （3）給水装置に係る給水分担金は、合併時に一元化する。	平成17年2月1日まで 特例法改正後は平成17年5月1日 （新設合併）
和歌山県	川辺町・中津村・美山村合併協議会	1町2村	（1）簡易水道事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、水道料金等運営については、速やかに統一を図る。 （2）飲料水供給施設については、次のとおり調整する。 ア 施設については、現行のとおりとする。 イ 施設の補修等に対する補助制度については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。	平成17年3月22日 （新設合併）
和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	（1）水道事業会計については、合併時に統一する。 （2）上水道料金については、合併時に統一する。 （3）簡易水道事業特別会計については、現行のとおりとする。 （4）簡易水道料金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 （5）分担金及び手数料については、合併時に統一する。 （6）水道事業計画については、新市において新たに策定する。	平成17年3月31日 （新設合併）
和歌山県	吉備町・金屋町・清水町合併協議会	3町	水道使用料、加入分担金、水道使用料の減免（漏水減額）については、合併時においては現行のとおりとし、新町においてすみやかに統一する。	特例法期限まで今後具体的に確認（新設合併）

【下水道】

和歌山県	那智勝浦町・太地町合併協議会	2町	下水道事業の取扱いについて 1. 下水道事業は、現行の各事業会計を新町に移行し、管理体制を一元化統合する。 2. 下水道使用料・分担金・負担金は、それぞれ現行どおりとして新町に引き継ぐ。	
香川県	東かがわ市	3町	下水道関係 ・ 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。 ・ 下水道使用料については、合併時に上下水道家庭用の使用料を基準に調整する。 ・ 合併処理浄化槽設置整備事業については大内町の例により調整する。	

先進事例における環境衛生の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日(予定含む) 新名称
滋賀県	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会	1市4町	<ol style="list-style-type: none"> 環境施策については、新市発足後すみやかに環境基本条例を制定する。また条例に基づき良好な環境の保全と創造を図るための諸施策を総合的、計画的に推進する。 ごみ処理については、資源循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、市の協働により積極的にごみの減量化、資源化を推進する。またごみの収集区域及び体制は、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、収集日、収集品目等は、合併後2年を目途に調整する。 	平成17年2月11日 東近江市
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会	7町	<ol style="list-style-type: none"> ごみ収集・運搬については、当面、現行のとおりとし、合併後、すみやかに調整し、統一する。 環境美化事業、地球温暖化対策については、新市において調整する。なお、環境マネジメントについては、新市においてISO14001の認証を取得する方向で調整する。 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。 火葬場、墓地、焼却場については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。 	平成18年1月1日 西和市
兵庫県	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	6町	<ol style="list-style-type: none"> 火葬業務の施設利用については、現行のとおりとし、新市において調整する。 火葬場使用料については、合併時に統一する。場については、次のとおり調整する。 焼却施設の利用については、現行単位の処理区域で行い、新市において調整する。 リサイクルセンターの施設利用については、現行単位の処理区域で行い、新市において調整する。 最終処分場の施設利用については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ごみ処理手数料については、合併時に統一する。 	平成16年11月1日 丹波市
和歌山県	川辺町・中津村・美山村合併協議会	1町2村	<ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の取扱いについては、次のとおり調整する。 分別形態、集積場所及び収集回数については、現行のとおりとする。 一般廃棄物処理手数料については、現行のとおりとし、新町において速やかに統一を図る。 各種指定ごみ袋については、合併後、当分の間は使用可能とする。 し尿処理及び許可申請手数料については、現行のとおりとし、新町において速やかに統一を図る。 特定家庭用機器廃棄物手数料については、現行のとおりとする。 斎場については、次のとおり調整する。 施設については、新町に引き継ぎ、維持管理を行う。 使用料については、現行のとおりとする。但し、住民以外の火葬料については、合併時に統一する。 環境衛生事業については、次のとおり調整する。 そ族、昆虫駆除事業については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 小規模環境施設整備事業については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 	平成17年3月22日 日高川町

【関係法令】(抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)

(一般廃棄物処理計画)

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2～7 省略。

(一般廃棄物処理業)

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～16 省略。

浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)

(浄化槽清掃業の許可)

第三十五条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2～4 省略。

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年10月9日法律第117号)

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下この条において「実行計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガスの総排出量を含む。)を公表しなければならない。

先進地事例における商工・観光振興関係事業の取扱いの調整内容			
合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
氷上郡合併協議会 (兵庫県)	6町	<p>商工振興・労働対策の取扱い</p> <p>(1) 商工業者支援事業のうち、継続中のものは現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな支援事業については合併時に調整する。</p> <p>(2) 雇用、労働施策にかかる支援策のうち、継続中のものは現行のとおり新市に引き継ぎ、新たな支援事業については合併時に調整する。</p> <p>観光振興の取扱い</p> <p>(1) 観光関連施設については、現行管理制度を尊重し新市に引き継ぐも、新市において管理運営方法を調整するものとする。</p> <p>(2) 各種イベントについては原則として現行のとおり新市に引き継ぐも、新市において調整するものとする。</p>	平成16年11月1日 (新設合併)
麻植郡合併協議会 (徳島県)	3町1村	<p>(1) 商工業関係事業については、商工業の振興と併せ安定した魅力のある就業の場を確保するため、金融関係各種制度等の充実を図る。</p> <p>(2) 観光関係事業については、各町村の特色を生かして新市のまちづくりにつながるよう調整する。</p> <p>(3) 観光に関する重複する各種イベントについては、統合できるよう調整する。</p> <p>(4) 公園の管理等に関する取扱いは、新市において新たに定める。</p>	平成16年10月1日 (新設合併)
南部町・南部川村合併協議会 (和歌山県)	1町1村	<ul style="list-style-type: none"> ・商工関係団体補助については、新町において調整する。 ・商工関係街づくり団体支援については、新町において調整する。 ・観光関係団体補助については、新町において調整する。 	平成16年10月1日 (新設合併)
海南市・下津町合併協議会 (和歌山県)	1市1町	<p>(1) 中小企業利子補給制度及び中小企業振興融資制度については新市において引き続き実施する。</p> <p>(2) 商工振興事業については、活力・魅力ある地域商業の育成が図られるよう、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。</p> <p>(3) 産業振興事業については地場産業の活性化が図られるよう新市において引き続き実施する。</p> <p>(4) 伝統工芸振興事業については、伝統工芸の継承が図られるよう、新市において引き続き実施する。</p> <p>(5) 雇用対策事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(6) 企業立地対策事業については、企業誘致の推進が図られるよう、新市において引き続き実施する。</p> <p>(7) 商工関係団体補助事業については、新市において引き続き実施する。</p> <p>(8) 商工会議所補助事業及び商工会補助事業については、新市において引き続き実施することとし、事業内容については、新市において調整する。</p> <p>(9) 海南市勤労青少年ホームについては、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(10) 海南市物産観光センターについては、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(11) 観光事業については、両市町の観光資源を有効活用し、事業の充実が図られるよう、新市において引き続き実施する。</p>	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
田辺広域合併協議会 (和歌山県)	1市2町2村	<p>商工労働関係事業</p> <p>(1) 商店街活性化総合支援事業費補助金 新市において実施する。</p> <p>(2) 中小企業信用保証料補助金 新市において実施する。</p> <p>(3) 小企業資金利子補給 合併時に一元化する。</p> <p>(4) プレミアム商品券事業補助金 合併時に廃止する。</p> <p>(5) 商工会議所・商工会 合併又は広域連携が図られるように努める。</p> <p>(6) 大型共同作業場 合併時に一元化する。</p> <p>観光関係事業</p> <p>(1) 観光関係イベント 現行どおりとする。</p> <p>(2) 観光関係施設 現行どおりとする。</p> <p>(3) 観光協会 組織の統合に努める。</p>	平成17年5月1日 (新設合併)
吉備町・金屋町・清水町合併協議会 (和歌山県)	3町	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合に向けて検討が進められるよう働きかけていく。 ・商工会への補助金等については、新町において調整する。 ・観光協会については、合併後、速やかに統合できるよう調整に努める。 ・観光協会補助金については、新町において調整する。 ・生石高原観光協会については、新町において現行のとおり参加していく。 ・町が関係するイベントについては、新町において、現行のとおり実施する。 ・伝統文化の継承に関する活動に対する支援等については、新町においても現行の内容を引き続き実施する。 ・町単独補助事業等については、新町において調整するが、工場誘致技能訓練助成については、廃止の方向で調整する。 	市町村の合併の特例に関する法律の適用期限までの日 (新設合併)

先進地事例における都市計画業務の取扱いの調整内容

合併協議会名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定を含む)
海南市・下津町合併協議会 (和歌山県)	1市1町	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画事業については、都市の健全な発展と秩序ある整備が図られるよう新市において推進する。 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において両市町の都市計画区域の統合について、県と協議する。 	平成17年4月1日 (新設合併)
田辺広域合併協議会 (和歌山県)	1市2町2村	<ul style="list-style-type: none"> 現行の都市計画区域は、新市に引き継ぐ。 	平成17年5月1日 (新設合併)
高島地域合併協議会 (滋賀県)	5町1村	<ul style="list-style-type: none"> 高島都市計画用途地域等の指定地域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。 都市計画マスタープランについては、新市建設計画、新市基本構想等との整合を図りながら、新市において新たに策定するものとする。 	平成17年1月1日 (新設合併) 新市名：高島市
柏原町・氷上町・青垣町・春日町 山南町・市島町合併協議会 (兵庫県)	6町	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。 都市計画審議会は、都市計画法に基づき新市において設置する。 	平成16年11月1日 (新設合併) 新市名：丹波市

先進地事例における建設関係事業の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名等	構成市町村数	調整内容	合併年月日(予定含む)
滋賀県	中主町・野洲町 合併協議会	2町	(1) 道路 市道認定基準については、合併時に新たに定めるものとする。ただし、既認定路線については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 道路占有料については、合併時に統一する。 (2) 河川 河川愛護事業については、野洲町の例を基本として合併時まで調整する。 水防協議会については、合併時に統合する。 準用河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川の管理等の取扱いについては、野洲町の例により調整する。 準用河川占有料については、野洲町の例による。ただし、新市における準用河川の土地占有料の額については、滋賀県流水占有料徴収条例の例により調整する。 (3) 法定外公共物の整備に対する助成制度については、野洲町の例により調整する。 (4) 国・県事業については、新市においても引き続き実施する。	平成16年10月1日
滋賀県	石部・甲西合併 協議会	2町	(1) 町道認定基準については、新市において内規基準を制定する。 (2) 河川、町道整備計画、および地元負担金制度については、新市において整備計画を策定するものとし、地元負担金は徴収しない。 (3) 急傾斜地崩壊対策、および地元負担金制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 町営事業の受益者負担金制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 道路維持管理パトロールについては、合併後速やかに調整する。 (6) 道路敷地管理除草については、甲西町の例により合併後速やかに調整する。 (7) 路面維持補修については、甲西町の例により新市に引き継ぐ。 (8) 道路維持管理雪寒対策については、甲西町の例により新市に引き継ぐ。 (9) 普通河川等の管理に関する条例については、新市において制定する。	平成16年10月1日
奈良県	奈良市・月ヶ瀬 村・都祁村合併 協議会	1市2村	・道路管理にかかる手数料・占用料については、奈良市の制度に統一する。 ・奈良県施行急傾斜地崩壊対策事業に伴う受益地区負担金については、奈良市の制度に統一することとし、月ヶ瀬村・都祁村の受益地区負担金制度は廃止する。 ・準用河川の占用許可及び占用料、行政財産(用悪水路)の使用許可及び使用料、法定外公共物(国有水路)の取り扱いについては、奈良市の制度に統一する。	平成17年 4月1日
和歌山県	海南市・下津町 合併協議会	1市1町	(1) 市道路及び町道路については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については、両市町の現行の認定基準を基に合併時に統一する。 (2) 道路維持管理及び道路新設改良については、合併時に制度を統一し、新市において引き続き実施する。 (3) 橋梁の維持管理、河川等の維持管理及び改良並びに交通安全対策事業については、新市において引き続き実施する。 (4) 急傾斜地及び危険区域事業については、新市において引き続き実施する。なお、地元負担金は、徴収しないものとする。 (5) 道路占用料、河川占用料及び都市下水路占用料については、合併時に統一する。	平成17年 4月1日
和歌山県	野上町・美里町 合併協議会	2町	建設関係事業については、次のとおりとする。 ・町道については、新町に引き継ぐものとする。道路の占用料については、両町とも合併までに占用目的や占用料を統一し徴収する。ただし、公共性の高いものについては、減免措置を講ずる。 ・急傾斜地崩壊対策事業等については、引き続き実施する。また、地元負担については、事業費から県費を除いた額を町と地元において等分し、新町において徴収する。ただし、公共性の高い事業については、減免措置を講ずる。	平成18年 1月1日
和歌山県	高野町・九度山 町合併協議会	2町	建設関係事業の取扱い (1) 町道等については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 (2) 建設関係事業については、新町の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。	平成17年10月中の できる限り早い時期
和歌山県	川辺町・中津 村・美山村合併 協議会	1町2村	(1) 国の制度に基づく事業で、合併時における継続事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 (2) 県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に係る受益者分担金については、現行のとおりとし、新町において速やかに統一を図る。 (3) 独自の施策については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 (4) 町村道については、新町に引き継ぎ、維持管理を行う。	平成17年5月1日

【参考資料】

公営住宅の入居者の家賃

近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額

算出方法 … (家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数)

(家賃算定基礎額) …… 収入に応じた家賃の基礎額

(市町村立地係数) …… 国が市町村ごとの地価公示価格の水準に基づいて設定したもの (0.7から1.6の範囲で定めた数値)

(規模係数) …… 入居住宅の住戸専用面積を70㎡で除した数値

(経過年数係数) …… 計算式により算出する建物の新旧度合

(利便性係数) …… 建物の周辺の状況や設備等を勘案して建物ごとに0.7以上1.0以下で定める数値

先進地事例における公営住宅事業の取扱いの調整内容

【県内】

合併協議会名	構成市町村	調 整 内 容	合併の期日(予定を含む)
海南市・下津町合併協議会	1市1町	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、家賃については、現行のとおり応能応益による家賃とし、家賃算定に用いる利便性計数の計算方法は合併時に統一する。 	平成17年4月1日 (新設合併)
吉備町・金屋町・清水町 合併協議会	3町	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 改良住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 	平成18年1月1日 (新設合併)
田辺広域合併協議会	1市2町2村	<ul style="list-style-type: none"> 住宅使用料等については、合併時に一元化を図る。 	平成17年5月1日 (新設合併)

先進地事例における町営バス運行事業の取扱いの調整内容

都道府県	新市名（合併協議会名）	構成市町村数	調整内容	合併の期日 （予定含む）
栃木県	日光地区合併協議会	2市2町1村	1 地域バス路線については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後再編する。足尾町、栗山村の定期券・回数券の販売等については、現行のとおりとする	平成18年 3月20日
栃木県	氏家町・喜連川町合併協議会	2町	1. 町営バス・生活バス路線維持事業については、住民の利便性を考慮し現行のとおりとする。 2. 両町の連携、交流、利便性の向上のため、新市において各種バス事業のあり方について検討するものとする。	平成17年 3月28日
千葉県	長生郡市合併協議会	1市5町1村	市（町）内循環バス事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。合併後、住民ニーズに応じた新たな運行体系を検討する。	合併特例法期限内までとする。なお、具体的な期日は今後、協議することとする。
千葉県	山武地域合併協議会	1市4町1村	1 生活路線バス維持対策事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。 2 循環バスの運行路線、料金体系については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において一体性や周辺地域の交通手段の確保の観点から、循環バス等のあり方について検討する。	住民生活に影響の少ない時期を決定する。
岐阜県	山県市	2町1村	高富町及び美山町の自主運行バス（道路運送法第21条に基づくもの）については、当面、現行の制度を新市に引き継ぐものとする。 新市において高富町の自主運行バス梅原線については、伊自良村長滝まで延長し、日祝日も運行する。 料金体系については、3区間を設定し、移動区間に応じて、100円・200円・300円の3種類とする。 回数券は100円券の11枚綴りとし、金額は1,000円とする。	平成15年 4月 1日
滋賀県	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会	1市4町	1. 地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。 2. 循環バス事業は、合併時は現行のとおりとする。五個荘町及び湖東町の循環バスは、合併時に新市の市役所へ乗り入れられるよう調整する。 路線、運賃及び乗車割引等については、合併後2年以内に新市循環バス事業として調整する。ただし、路線については公共交通空白地域を原則とし、公共施設や医療機関等を結ぶ市民生活に密着した路線となるよう調整する。	平成17年 2月11日
滋賀県	甲賀地域合併協議会	5町	交通関係事業について バスの運行は、現行のとおり新市に引き継ぎ、料金は市内均一料金とします。また合併後の広域的、全市的な運行形態、システムについては、合併後1年を目途に新市運行計画を策定整備します。	平成16年10月 1日
兵庫県	西脇市・黒田庄町合併協議会	1市1町	(1)コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。 (2)福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、運行形態等については新市において検討する。	平成17年3月末日までとする。
岡山県	津山地域合併協議会	1市3町1村	地方バス、循環（ごんご）バス、リムジンバス及び現在の市町村営バスは、現行のとおり運行を維持するものとする。	平成17年 2月28日
福岡県	芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会	4町	(1)自主運行バスについては、地域の実情を考慮しながら、合併後当面は現行どおりとし、コミュニティバスの導入を推進する。	平成18年 1月 1日
鹿児島県	鹿児島地区合併協議会	1市5町	1. コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。 2. コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。 3. 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。	平成16年11月 1日